

# 特定非営利活動法人日本住宅工事評価規準協会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本住宅工事評価規準協会と称する。  
2 この法人の英語の名称は、Japanese Association for Estimation and Standard of Building and Remodeling Houses とする。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区代沢五丁目 10 番 6 号に置く。  
2 この法人は、従たる事務所を神奈川県川崎市高津区新作二丁目 10 番 1 号 304 に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、木造の中古住宅等を対象として、独自の評価規準に基づき、住宅工事についての診断、評価及び登録に関する事業、それらに従事する技術者の養成、それらに関する啓発の活動、同種の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動等を実施することにより、当該住宅の耐震、耐火等の災害に対する耐久性能、断熱等の省エネルギー性能、バリアフリー等障害者等にとっての居住性能、居住者の健康に良い健康住宅としての性能その他当該住宅の性能の向上を図り、もって防災、環境保全、居住者の保健、医療及び福祉、まちづくり並びに社会教育に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下この条、第6条、第41条及び第50条において「法」という。)別表第一号の保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 法別表第二号の社会教育の推進を図る活動
- (3) 法別表第三号のまちづくりの推進を図る活動
- (4) 法別表第五号の環境の保全を図る活動
- (5) 法別表第七号の地域安全活動
- (6) 法別表第十二号の前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

木造の中古住宅等を対象とする耐震、耐火等の災害に対する耐久性能、断熱等の省エネルギー性能、バリアフリー等障害者等にとっての居住性能、居住者の健康に良い健康住宅としての性能その他住宅の性能（及び並びに次号において単に「住宅の性能」という。）の向上に関する評価規準の設定

木造の中古住宅等を対象とする住宅の性能の向上に関する研究

木造の中古住宅等を対象とする住宅の性能の向上に関する啓発

第4条第1号から第6号までに掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助

(2) 収益事業

木造の中古住宅等を対象とする住宅の性能に関する評価及び診断の結果の登録

木造の中古住宅等を対象とする住宅の性能に関する評価及び診断を行う技術者の養成

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、同号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、個人正会員及び正会員をもって法第5条に規定する社員とする。

(1) 個人正会員

この法人の目的に賛同し、その目的の実現のために活動することを目的として入会した個人

(2) 法人正会員

この法人の目的に賛同し、その目的の実現のために活動することを目的として入会した法人

(3) 個人賛助会員

この法人の目的に賛同して、この法人を賛助することを目的として入会した個人

(4) 法人賛助会員

この法人の目的に賛同して、この法人を賛助することを目的として入会した法人

(入会)

第7条 入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなけれ

ばならない。

2 理事長は、入会を認めないときは、入会を申し込んだものに対し、速やかに、理由を附した書面によってその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 会員が死亡したとき、又は、会員である法人が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名せられたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当したときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合にあつては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違背したとき。
- (2) この法人の名誉を損ない、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金等の不返戻)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金は、返戻しない。

#### 第4章 役員及び組織

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以下
  - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち1人を理事長とする。
- 3 理事のうち1人を専務理事とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれることにはならな

い。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不整の行為又は法令若しくは定款に違背する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は内閣総理大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を召集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べ、又は理事長に理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事の定数の3分の1を超える数の者又は監事が欠けたときは、遅滞なく補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次のいずれかに該当したときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違背その他役員としてふさわしくない行為をしたとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために擁した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

( 部会 )

第20条 この法人に事業の遂行の必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の種類、組織等部会の設置について必要な事項は、理事長が理事会の議を経て定める。

( 職員 )

第21条 この法人に事務局長その他の職員を置く。

## 第5章 総会

( 種類 )

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

( 構成 )

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

( 権能 )

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任、解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)
- (9) その他運営に関する重要事項

( 開催 )

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から召集があったとき。
- (4) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

( 召集 )

第26条 総会は、前条第2項第3項の場合を除き、理事長が召集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 止むを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決については、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名し、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項  
(開催)

第34条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に、開催する。

- (1) 理事長が必要とみとめたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき。  
(召集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。  
(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決)

第37条 第28条から第31条までの規定は、理事会に準用する。この場合において、第29条第1項中「第26条第3項」とあるのは「第35条第3項」と、第30条第2項中「表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任する」とあるのは「表決することができる」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第37条において準用する第30条第2項」と、「第28条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条」とあるのは「この条によって準用する第28条、第29条第2項及び第31条第1項第2号」と、第31条第1項第2号中「正会員数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者」とあるのは「理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者」と読み替えるものとする。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じ得る収入
- (5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条に定める方法に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、止むを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を支出するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後に止むを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 雑則

### (定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な変更を除いて内閣総理大臣の認証を受けなければならない。

### (解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 内閣総理大臣による認証の取消

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

### (残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散したとき(合併又は破産によって解散したときを除く。)に残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち国に譲渡するものとする。

### (合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、内閣総理大臣の認証を受けなければならない。

### (公告)

第54条 この法人の公告は、読売新聞に掲載して行う。

### (細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 伊藤英子  
専務理事 橋本晋二  
理事 戸谷奉公  
監事 吉永靖司

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成15年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初に次の部会を置き、それぞれの部会長及び取り扱う事項を次のように定める。

組織部会

戸谷奉公

会員の増加、この法人の宣伝等この法人の組織に関する事項

評価規準設定部会

橋本晋二

木造の中古住宅等を対象とする工事の評価規準の設定及び評価に関する研究に関する事項

住宅工事評価監理士講座運営部会

吉永靖司

木造の中古住宅等を対象とする工事の評価を行う技術者の養成に関する事項

診断、評価及び登録に関する部会

藤田宗彦

木造の中古住宅等を対象とする工事の簡易診断、精密診断、評価及び登録に関する事項

5 この法人の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。

7 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、次に掲げる額とする。

正会員

個人会員

入会金 20,000 円

年会費 10,000 円

法人会員

入会金 100,000 円

年会費 50,000 円

賛助会員

個人会員

入会金 30,000 円

年会費 20,000 円

法人会員

入会金 150,000 円

年会費 100,000 円

- 8 前項の年会費の第1回の支払日は入会の日とし、第2回目以降の支払日はそれぞれ前回の支払日の1年後の日とする。